

世田谷区選挙管理委員会告示第21号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号。以下「条例」という。）第3条から第5条までの規定に基づき、会計年度任用職員（条例第1条に規定する会計年度任用職員をいう。）の報酬の額を定め、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年1月世田谷区規則第3号）第4条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月2日

世田谷区選挙管理委員会

職名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
選挙事務補助	日額	5,235円	1,047円	6,282円

備考 地域手当に相当する報酬とは、条例第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの勤務の実績に対する報酬の支給について適用する。